

令和5年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当てについて

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【共通事項】必ず一読してください。

- ・ 関税分類番号（HSコード）の改正に伴い、令和4年1月1日から申請等で使用するHSコード及び商品名が変更されました。詳細はこちらをご覧ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/download/20211222hs.pdf
- ・ 本輸入割当ては、原則として対外決済を伴う場合を対象としております。本邦から無償で輸出し、委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について」（輸入注意事項55第90号）に基づく申請手続きをしてください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/import-toku-shu.html
- ・ 輸入割当てを初めて申請する方は、こちらをご覧ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/about/index.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のため、当分の間は窓口での受付を行わず、電子申請又は郵送での申請のみとします。詳細はこちらをご覧ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/news/index.html
- ・ 令和3年4月1日以降、全ての輸入割当方式において電子申請が可能となりました。申請に当たっては、便利な電子申請をご利用ください。詳細はこちらをご覧ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/shinsei/index.html
- ・ 電子申請時の申請窓口及び品目コードは以下のとおりです。
 - ① 申請窓口コード SAE
 - ② 品目コード GF
- ・ 保税地域内での水産物輸入割当品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原則として認めていません。認められる場合の詳細は、こちらをご覧ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2006/20060714_111_im.pdf
- ・ 本輸入発表における申請受付期間は、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除きます。

- ・ 商社割当て（商社割当て A 1（実績割当て）及び商社割当て A 2（追加実績割当て）をいう。以下同じ。）の申請時には、輸入承認証の裏面の通関実績と対外決済書類の照合を行うため、輸入貨物の通関と対外決済が多数ある場合には、対外決済に係る一覧表（経済産業省ホームページ「貿易管理」内、「水産物の輸入割当て」のページ、「対外決済に係る一覧表について」にある「参考様式①～③」のうち該当するもの）の提出をお願いします。

また、輸入承認証を複数に分割されている者におかれましては、I L 別・月別輸入通関実績一覧表「参考様式④」の提出をお願いします。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/iq/data/shorui.html

目次

1	輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる金額単位	4
2	輸入割当て方式及び輸入割当限度金額	4
3	原産地	4
4	各輸入割当て方式における申請資格、申請方法等	4
	(1) 商社割当てA 1 (実績割当て)	4
	(2) 商社割当てA 2 (追加実績割当て)	6
	(3) 需要者割当て	9
	(4) 漁業者割当て	10
	(5) 先着順割当て	11
5	本輸入発表に関する問合せ先	15
	〔別紙参考様式〕 原本証明書	16
	〔別紙様式 1－①〕 (商社割当てA 1 申請用) 「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当期別輸入通関実績集計表	17
	〔別紙様式 1－②〕 (商社割当てA 2 申請用) 「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当期別輸入通関実績集計表	18
	〔別紙様式 2〕 「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」を自己の名と計算において輸入通関することが確実にあることを証する書類	19
	〔別紙様式 3〕 輸入通関実績表	21
	〔別紙様式 4－①〕 (商社割当てA 2 追加申請用) 「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」輸入割当消化状況報告書	22
	〔別紙様式 4－②〕 (先着順割当て追加申請用) 「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」輸入割当消化状況報告書	23
	〔別紙様式 5〕 「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入通関実績報告書	24
	〔別紙様式 6〕 社員を証明する書類	25
	(別表) 原産地一覧表	26
	令和5年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」需要者割当て発注限度内示書発給要領	27
	〔別紙様式 1〕 令和5年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」需要者割当て配分先計画書	29
	〔別紙様式 2〕 令和5年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」需要者割当て発注先計画書	30
	〔別紙様式 3〕 輸入通関実績報告書	31
	〔別紙様式 4〕 累計輸入通関実績報告書	32
	〔別紙様式 5〕 販売実績報告書	33

1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる金額単位

実行関税率表 の番号等	商 品 名	申請に用いる金額単位
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05 03・07 03・09	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ 及び乾燥のぶり、さんま、貝柱及び煮干 し並びにぶり、さんま及び貝柱の粉並び にぶり及びさんまのフィッシュミール	米ドル

(注) 水産庁長官が定める「活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について」(平成24年5月8日付
け24水漁第248号、最終改正令和3年7月20日)に基づき養殖用と確認された活のか
んぱち稚魚は、輸入割当ての対象外となります。

2 輸入割当方式及び輸入割当限度金額

輸 入 割 当 方 式	輸入割当限度金額(万米ドル)
商社割当てA1(実績割当て)	1, 170
商社割当てA2(追加実績割当て)	30
需要者割当て	890
漁業者割当て	200
先着順割当て	350
計	2, 640

3 原産地

本輸入発表に基づき輸入することができる国又は地域は別表のとおりとします。

4 各輸入割当方式における申請資格、申請方法等

(1) 商社割当てA1(実績割当て)

① 申請受付期間(注1)

電子申請: 令和5年5月25日から5月26日まで(注1)

郵送申請: 令和5年5月26日の午前11時45分 経済産業省必着

(注1) 令和5年5月25日の午前0時から5月26日の午後3時30分までに経済産業省に申請デ
ータが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとします。

② 申請者の資格

令和4年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し(以下「ぶり等」という。)」の輸入発表(令和4年
4月20日付け輸入発表第4号をいう。以下同じ。)又は令和3年度「ぶり等」の輸入発表(令和3
年4月20日付け輸入発表第4号をいう。以下同じ。)に基づき商社割当てを受けた者であって、次
の全ての要件を満たす者

ア 当該輸入割当てにより令和4年3月1日から令和5年2月28日までの期間に「ぶり等」を自己
の名と計算において輸入通関した実績を有する者であって、「ぶり等」を自己の名と計算において
輸入通関することが確実であると認められること(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金
の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原

則として、当該期間に輸入通関した「ぶり等」全量について、4の(1)の③の(b)及び(c)の書類によって証明されたものをいう。)

- イ 令和3年度「ぶり等」の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者にあつては、当該輸入割当てを受けた日から令和5年2月28日までの「ぶり等」の輸入通関実績(消化実績)が当該輸入割当金額の80%以上(2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当金額の80%以上。)であること(消化実績が80%未満の場合であつて、自然災害(不漁を除く。))などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。)

③ 申請書類(注2、注3、注4、注5)

電子申請の場合、(a)、(g)、(h)、(i)の書類は不要です。

- (a) 輸入(承認・割当)申請書(2通)
 - (b) 4の(1)の②のアに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)(電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要)
 - (c) 4の(1)の②のアに示す輸入通関した「ぶり等」全量に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し(支払人、受取人(国名又は地域名を含む。))、支払先銀行(国名又は地域名を含む。))及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額、税関の輸入許可日等を余白に明記すること。)
 - (d) 令和3年度「ぶり等」の輸入発表に基づき商社割当てを受けた者にあつては、当該年度の輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)(電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要)
 - (e) 輸入割当期別輸入通関実績集計表(別紙様式1-①(商社割当てA1申請用))
 - (f) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
 - (g) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状(任意の様式)
 - (h) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。)
 - (i) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類(別紙様式6)及び社員本人を確認する書類
 - (j) その他審査に必要と認められる書類
- (注2) 申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となる場合があります。
- (注3) 輸入承認証の写しについては、必要に応じて原本の提出を求めることがあります。
- (注4) 電子申請の場合であっても、添付書類等については郵送で提出することができます。
- (注5) 上記提出のあった本人を確認する書類は、確認後に返却します。

④ 割当基準

輸入割当申請金額の合計が輸入割当限度金額を超える場合には、2の輸入割当限度金額を4の(1)の②のアに示す期間に係る「ぶり等」の輸入通関実績に応じ、あん分して得た金額の範囲内で申請のあった金額を割り当てます。

⑤ その他の注意事項

ア 本輸入発表に基づき商社割当てを申請している法人又は個人と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行いません(申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないことがあります。)。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/qa/01.html

イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受

けた日の属する月の翌月から毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を農水産室へ提出しなければなりません。

ウ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。

エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当金額を公表します。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表します。

（2）商社割当てA2（追加実績割当て）

① 申請受付期間（注6、注7）

電子申請：令和5年6月23日から令和6年3月22日まで（注6、注7）

郵送申請：令和5年6月23日から令和6年3月22日の午前11時45分まで 経済産業省必着
（注6）申請データの経済産業省への到着が午後3時30分を過ぎた場合は、翌営業日に申請されたものとしします。

（注7）申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとしします。

② 輸入割当申請金額

1 申請者1回当たりの輸入割当申請金額は10万米ドル以下です。

③ 申請者の資格

本輸入発表に基づき商社割当てA1（実績割当て）を受けた者若しくは先着順割当てを受けた者又は令和4年度「ぶり等」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者（当該先着順割当ての実績に基づき、当該年度に既に商社割当てA2（追加実績割当て）を取得した者は除く。以下4の（2）において同じ。）であって、次の全ての要件を満たす者

ア 当該輸入割当てにより申請日の前日までに「ぶり等」を自己の名と計算において輸入通関した実績を有する者であって、「ぶり等」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、原則として、当該輸入割当てにより申請日の前日までに輸入通関した「ぶり等」全量について、4の（2）の⑤のアの(b)及び(c)の書類によって証明されたものをいう。）

イ 当該輸入割当てに基づく申請日前日までの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当金額の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当金額の80%以上。）であること（令和4年度「ぶり等」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者の消化実績が80%未満の場合であつて、自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）

ウ 申請受付開始日（令和5年6月23日をいう。以下4の（2）において同じ。）に申請を行う者にあつては、本輸入発表日（令和5年4月20日をいう。以下同じ。）以降、申請登録締切日（令和5年5月18日をいう。以下4の（2）において同じ。）までに申請登録申込（申請登録フォームによる申込）を行い、申請登録番号を得ていること（詳細は4の（2）の④に記載）

エ 本輸入発表に基づき既に商社割当てA2（追加実績割当て）を受けている者にあつては、輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当金額の80%以上であること

④ 申請登録申込（申請登録フォームによる申込）、申請受付等

申請受付開始日に申請を受け付ける者の申請順位については、経済産業省が電子くじによる抽選により決定するため、事前に、申請登録フォームから申請登録申込を行うことが必要となります。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/iq/data/j

本輸入発表日以降、申請登録締切日までに申請登録申込を行った者に申請登録番号を付し、抽選により申請登録番号ごとに申請順位を決定し、その上位の者から、2の輸入割当限度金額に達するまで申請を受け付け、輸入割当てを行います。

申請受付開始日に書類審査を受けることができる者は、抽選により決定した申請順位の上位の者に限定します。それ以外の者については、2の輸入割当限度金額の範囲内で余剰が生じ次第、次順位の者に個別に知らせた上で、2の輸入割当限度金額に達するまで申請順位に従って申請を受け付けます（これらの者についても申請受付開始日に申請を受け付けたものとします。）。申請登録時の申請者名、住所、代表者名は申請受付日に申請書類にて確認を行い、相違があった場合は原則として申請を受け付けません。

また、次に掲げる法人又は個人の申請登録については、申請者に割当てを公平に行う観点から、その申請順位を無効とします。

- ・ 本輸入発表に基づき商社割当てA2（追加実績割当て）について複数の申請登録を行っている法人又は個人（この場合、全ての申請順位を無効とすることがあります。）
- ・ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請若しくは申請登録している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含みます。）と支配関係にある法人又は個人（この場合、申請若しくは申請登録している支配関係にある法人又は個人の全てについて申請登録及び申請を認めないことがあります。）

なお、経済産業省が指定する日（申請受付開始日を含みます。）に申請を行わなかった場合は、当該者の申請順位は無効とします。

申請登録申込期間：令和5年4月20日から令和5年5月18日まで

申請登録番号通知日：令和5年6月9日（電子メールで通知。原則として当該電子メールの再送は行いません。）

登録番号が届かなかった場合：令和5年6月13日午後3時までに農水産室に電話で問い合わせること。当該日時以降の問い合わせは受け付けません。

抽選結果のHP公表：令和5年6月16日から6月19日までの間に掲載（抽選結果は申請登録申込者（上順位者を含みます。）へ個別メールの送信は行いません。）

⑤ 申請書類（注8、注9、注10、注11）

ア 本輸入発表に基づき1回目の商社割当てA2（追加実績割当て）を申請する場合

電子申請の場合、(a)、(g)、(h)、(i)の書類は不要です。

- (a) 輸入（承認・割当）申請書（2通）
- (b) 4の（2）の③のア及びイに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要）
- (c) 4の（2）の③のアに示す輸入通関した「ぶり等」全量に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含む。）、支払先銀行（国名又は地域名を含む。）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額、税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）
- (d) 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式1－②（商社割当てA2申請用））
- (e) 申請受付開始日に申請する者にあつては、申請登録番号が通知された電子メールの写し
- (f) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
- (g) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）
- (h) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）
- (i) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式6）及び社員本人を確認する書類

(j) その他審査に必要と認められる書類

イ 本輸入発表に基づき2回目以降の商社割当てA2（追加実績割当て）を申請する場合

電子申請の場合、(a)、(e)、(f)、(g)の書類は不要です。

- (a) 輸入（承認・割当て）申請書（2通）
 - (b) 4の（2）の③のエに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要）
 - (c) 輸入割当消化状況報告書（別紙様式4－①（商社割当てA2追加申請用））
 - (d) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
 - (e) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）
 - (f) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）
 - (g) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式6）及び社員本人を確認する書類
 - (h) その他審査に必要と認められる書類
- （注8）申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となる場合があります。
- （注9）輸入承認証の写しについては、必要に応じて原本の提出を求める場合があります。
- （注10）電子申請の場合であっても、添付書類等については郵送で提出することができます。
- （注11）上記提出のあった本人を確認する書類は、確認後に返却します。

⑥ 割当基準（注12、注13）

1 申請者1回当たりの割当金額は10万米ドルを限度とし、申請のあった金額を2の輸入割当限度金額に達するまで申請順に割り当てます。

申請受付期間中、電子申請については各日の前日午後3時31分から当日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、郵送申請については各日の午前11時45分時点で経済産業省に到着したものをその日に到着したものとして受け付けます。その日の申請金額の合計が輸入割当限度金額の残数以下の場合には、申請金額を割り当てます。当該申請金額の合計が輸入割当限度金額の残数を超える場合は、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度金額に達するまで割り当てます。抽選の必要が生じた場合には、農水産室から該当者に個別に連絡をします。

（注12）申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次の有資格者に輸入割当てを行います。

（注13）申請受付開始日に限り、書類審査を受けることができる者を限定することがあります。

⑦ その他の注意事項

ア 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含みます。）と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行いません（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないことがあります。）。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/qa/01.html

イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を農水産室へ提出しなければなりません。

ウ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。

エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当金額を公表します。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表します。

（３）需要者割当て

① 申請受付期間（注１４、注１５）

電子申請：令和５年５月２６日から令和５年８月２５日まで（注１４、注１５）

郵送申請：令和５年５月２６日から令和５年８月２５日の毎週火曜日及び木曜日の

午前１１時４５分まで 経済産業省必着

（注１４）申請データの経済産業省への到着が午後３時３０分を過ぎた場合は、翌営業日に申請されたものとしします。

（注１５）申請受付最終日の午後３時３０分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとしします。

② 申請者の資格

水産庁長官が別途定める要領に基づく発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給を受けた者から発注を受けた者（４の（５）に基づき、先着順割当てを受けた者を除く。）

③ 申請書類（注１６、注１７）

電子申請の場合、(a)、(c)、(d)、(e)の書類は不要です。

(a) 輸入（承認・割当）申請書（２通）

(b) 内示書に基づく発注書の原本及びその写し（電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式））

(c) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）

(d) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）

(e) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式６）及び社員本人を確認する書類

(f) その他審査に必要と認められる書類

（注１６）申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となる場合があります。

（注１７）上記提出のあった書類の原本及び本人を確認する書類は、確認後に返却します。

④ 内示書の交付

令和５年４月２０日付け４水漁第１７４０号「令和５年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」需要者割当て発注限度内示書発給要領」に定めるところによります。

⑤ 割当基準

内示書に基づく発注書に記載された金額の範囲内で申請のあった金額を割り当てます。

⑥ その他の注意事項

ア 複数の発注書を交付された申請者は、すべての発注書について同日に申請しなければなりません。なお、発注書ごとに申請を分けることができます。

イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年１月、４月、７月及び１０月の各月１５日までに、前３か月分の輸入通関実績を、内示書の発給を受けた者に報告しなければなりません。また、輸入通関実績がある場合、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを併せて内示書の発給を受けた者に提出してください。なお、当該報告書の内容について

は、エに記載する公表のため、水産庁から農水産室に提供されます。

ウ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。

エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当金額を公表します。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表します。

（４）漁業者割当て

① 申請受付期間（注１８、注１９）

電子申請：令和５年６月５日から令和６年６月４日（注１８、注１９）

郵送申請：令和５年６月５日から令和６年６月４日の毎週火曜日及び木曜日の

午前１１時４５分まで 経済産業省必着

（注１８）申請データの経済産業省への到着が午後３時３０分を過ぎた場合は、翌営業日に申請されたものとしします。

（注１９）申請受付最終日の午後３時３０分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとしします。

② 申請者の資格

外国の排他的経済水域で漁業を営む者、その者が直接若しくは間接の構成員となっている団体であって、水産庁長官から認められた者又は当該団体から発注を受けた者（４の（５）に基づき、先着順割当てを受けた者を除く。）

③ 申請書類（注２０、注２１）

ア 漁業を営む者又はその者が直接若しくは間接の構成員となっている団体

電子申請の場合、(a)、(c)、(d)、(e)の書類は不要です。

- (a) 輸入（承認・割当）申請書（２通）
- (b) 水産庁長官から認められたことを証する書類の原本及びその写し（電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式））
- (c) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）
- (d) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）
- (e) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式６）及び社員本人を確認する書類
- (f) その他審査に必要と認められる書類

イ 当該団体から発注を受けた者

電子申請の場合、(a)、(c)、(d)、(e)の書類は不要です。

- (a) 輸入（承認・割当）申請書（２通）
- (b) 当該団体からの発注書の原本及びその写し（電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式））
- (c) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）
- (d) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）
- (e) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式６）及び社員本人を確認する書類
- (f) その他審査に必要と認められる書類

(注 20) 申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となる場合があります。

(注 21) 上記提出のあった書類の原本及び本人を確認する書類は、確認後に返却します。

④ 割当基準

水産庁長官から認められたことを証する書類又は発注書に記載された金額の範囲内で申請のあった金額を割り当てます。

⑤ その他の注意事項

ア 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに、前3か月分の輸入通関実績を、水産庁長官から認められた者に報告しなければなりません。また、輸入通関実績がある場合、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを併せて水産庁長官から認められた者に提出してください。なお、当該報告書の内容については、ウに記載する公表のため、水産庁から農水産室に提供されます。

イ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。

ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当金額を公表します。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表します。

(5) 先着順割当て

① 申請受付期間（注 22、注 23）

電子申請：令和5年7月21日から令和6年1月22日まで（注 22、注 23）

郵送申請：令和5年7月21日から令和6年1月22日の午前11時45分まで 経済産業省必着
（注 22）申請データの経済産業省への到着が午後3時30分を過ぎた場合は、翌営業日に申請されたものとしします。

（注 23）申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとしします。

② 輸入割当申請金額

1 申請者 1 回当たりの輸入割当申請金額は10万米ドル以下です。

③ 申請者の資格

4の（1）、（2）、（3）又は（4）のいずれかに基づき輸入割当てを受けた者以外の者であって、次の全ての要件を満たす者

ア 申請受付開始日（令和5年7月21日をいう。以下4の（5）において同じ。）に申請する者にあつては、令和4年3月1日から令和5年2月28日までの期間に実行関税率表第1部から第4部までに属する貨物（食料品に限る。）10万米ドル以上を自己の名と計算において輸入通関した実績を有し、「ぶり等」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。）

イ 令和5年7月24日以降に申請する者にあつては、令和4年3月1日から申請日の前日までの期間に実行関税率表第1部から第4部までに属する貨物（食料品に限る。）を自己の名と計算において輸入通関した実績（10万米ドル未満であっても可）を有し、「ぶり等」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。）

ウ 本輸入発表日以降に「ぶり等」の輸入契約を締結していること

エ 申請受付開始日に申請を行う者にあつては、本輸入発表日以降、申請登録締切日（令和5年5月18日をいう。以下4の（5）において同じ。）までに申請登録申込（申請登録フォームによる申

- 込)を行い、申請登録番号を得ていること(詳細は4の(5)の④に記載))
- オ 当該輸入契約に基づき、申請受付開始日から起算して1か月の間に申請した者については、輸入割当てを受けた日から9か月(ただし、申請受付開始日から1か月以上経過した後に申請した者の通関期間については、1か月経過するごとに1か月ずつ短縮する。)以内に輸入通関することが確実にできると認められること
- カ 令和4年度「ぶり等」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、輸入通関実績(消化実績)が当該輸入割当て金額の80%以上(2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当て金額の80%以上。)であること(消化実績が80%未満の場合であつて、自然災害(不漁を除く。)などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。)
- キ 本輸入発表に基づき既に先着順割当てを受けている者にあつては、当該輸入割当てを既に消化(当該輸入割当てに基づき輸入通関したことをいう。)しているか又は消化する見込みがあること

④ 申請登録申込(申請登録フォームによる申込)、申請受付等

申請受付開始日に申請を受け付ける者の申請順位については、経済産業省が電子くじによる抽選により決定するため、事前に、申請登録フォームから申請登録申込を行うことが必要となります。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/iq/data/jizenshinsei.html

本輸入発表日以降、申請登録締切日までに申請登録申込を行った者に申請登録番号を付し、抽選により申請登録番号ごとに申請順位を決定し、その上位の者から、2の輸入割当て限度金額に達するまで申請を受け付け、輸入割当てを行います。

申請受付開始日に書類審査を受けることができる者は、抽選により決定した申請順位の上位の者に限定します。それ以外の者については、2の輸入割当て限度金額の範囲内で余剰が生じ次第、次順位の者に個別に知らせた上で、2の輸入割当て限度金額に達するまで申請順位に従って申請を受け付けます(これらの者についても申請受付開始日に申請を受け付けたものとします。)。申請登録時の申請者名、住所、代表者名は申請受付日に申請書類にて確認を行い、相違があった場合は原則として申請を受け付けません。

また、次に掲げる法人又は個人の申請登録については、申請者に割当てを公平に行う観点から、その申請順位を無効とします。

- ・ 本輸入発表に基づき先着順割当てについて複数の申請登録を行っている法人又は個人(この場合、全ての申請順位を無効とすることがあります。)
- ・ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請若しくは申請登録している法人又は個人(既に割当てを取得した者を含みます。)と支配関係にある法人又は個人(この場合、申請若しくは申請登録している支配関係にある法人又は個人の全てについて申請登録及び申請を認めないことがあります。)

なお、経済産業省が指定する日(申請受付開始日を含みます。)に申請を行わなかった場合は、当該者の申請順位は無効とします。

申請登録申込期間 : 令和5年4月20日から令和5年5月18日まで

申請登録番号通知日 : 令和5年6月9日(電子メールで通知。原則として当該電子メールの再送はいりません。)

登録番号が届かなかった場合 : 令和5年6月13日午後3時までに農水産室に電話で問い合わせること。当該日時以降の問い合わせは受け付けません。

抽選結果のHP公表 : 令和5年6月16日から6月19日までの間に掲載(抽選結果は申請登録申込者(上順位者を含みます。)へ個別メールの送信は行いません。)

⑤ 申請書類(注24、注25、注26、注27)

ア 本輸入発表に基づき1回目の先着順割当てを申請する場合

電子申請の場合、(a)、(i)、(j)、(k)の書類は不要です。

(a) 輸入(承認・割当)申請書(2通)

- (b) 申請に係る輸入契約書（契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件（輸入割当てを受けた場合発効する旨）が明記されているもの。）の原本及びその写し（電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式））
※ 対象貨物に係る売買契約書と委託加工契約書が異なる場合は、その両方の契約書
- (c) 4の（5）の③のア又はイに示す輸入通関した実績を証する書類で次のいずれかのもの
 - ・ 輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要）
 - ・ 輸入許可通知書の写し
 ※ 航空又は海上貨物通関情報処理システム以外により輸入申告を行った者にあつては、輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の原本及びその写し（電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式））
- (d) 4の（5）の③のア又はイに示す輸入通関した実績に係る貨物の輸入者（申請者）宛てのインボイスの写し（ただし、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要）を提出する場合は不要。）
- (e) 4の（5）の③のア又はイに示す輸入通関した実績に係る貨物の航空貨物運送状（AWB）又は船荷証券（B/L）の写し（ただし、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要）を提出する場合は不要。）
- (f) 4の（5）の③のア又はイについての輸入通関実績表（別紙様式3）
- (g) 申請受付開始日に申請する者にあつては、申請登録番号が通知された電子メールの写し
- (h) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
- (i) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）
- (j) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）
- (k) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式6）及び社員本人を確認する書類
- (l) その他審査に必要と認められる書類

イ 本輸入発表に基づき2回目以降の先着順割当てを申請する場合

電子申請の場合、(a)、(f)、(g)、(h)の書類は不要です。

- (a) 輸入（承認・割当）申請書（2通）
- (b) 申請に係る輸入契約書（契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日及び契約発効条件（輸入割当てを受けた場合発効する旨）が明記されているもの。）の原本及びその写し（電子申請の場合は写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式））
※ 対象貨物に係る売買契約書と委託加工契約書が異なる場合は、その両方の契約書
- (c) 輸入割当消化状況報告書（別紙様式4-②（先着順割当て追加申請用））
- (d) 当該消化状況を証する書類
 - ・ 既に消化しているものについては、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書（別紙参考様式）（電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要）
 - ・ 消化する見込みがあるものについては、当該輸入契約書及びインボイス（船積予定日、到着予定日等の輸入予定時期が記載されているもの。）の写し
- (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
- (f) 申請手続を代理者に委任する場合、委任状（任意の様式）
- (g) 申請手続を行う者が申請者又は代理者本人である場合、本人を確認する書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。名刺は不可。以下同じ。）
- (h) 申請手続を行う者が申請者の社員又は代理者の社員である場合、社員を証明する書類（別紙様式6）及び社員本人を確認する書類

式6)及び社員本人を確認する書類

(i) その他審査に必要と認められる書類

(注24) 申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となることがあります。

(注25) 輸入承認証の写しについては、必要に応じて原本の提出を求めることがあります。

(注26) 電子申請の場合であっても、添付書類等については郵送で提出することができます。

(注27) 上記提出のあった書類の原本及び本人を確認する書類は、確認後に返却します。

⑥ 割当基準(注28、注29)

1 申請者1回当たりの割当金額は10万米ドルを限度とし、契約金額の範囲内で申請のあった金額を2の輸入割当限度金額に達するまで申請順に割り当てます。

申請受付期間中、電子申請については各日の前日午後3時31分から当日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、郵送申請については各日の午前11時45分時点で経済産業省に到着したものをその日に到着したものとして受け付けます。その日の申請金額の合計が輸入割当限度金額の残数以下の場合には、申請金額を割り当てます。当該申請金額の合計が輸入割当限度金額の残数を超える場合は、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度金額に達するまで割り当てます。抽選の必要が生じた場合には、農水産室から該当者に個別に連絡をします。

(注28) 申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次の有資格者に輸入割当てを行います。

(注29) 申請受付開始日に限り、書類審査を受けることができる者を限定することがあります。

⑦ その他の注意事項

ア 申請受付開始日から起算して1か月の間に申請した者については、輸入割当てを受けた日から9か月(ただし、申請受付開始日から1か月以上経過した後に申請した者の通関期間については、1か月経過するごとに1か月ずつ短縮します。)以内に輸入通関しなければなりません。

イ 先着順割当ては、申請時に提出された輸入契約書の内容に基づき輸入承認証を交付するものです。このため、提出した輸入契約書の内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写しを輸入通関前に農水産室へ提出し、確認を受けた上で、変更の内容に応じて輸入承認証等の内容変更の申請手続等を行わなければなりません。

ただし、提出した輸入契約書に記載された契約相手方とは異なる者と交わした輸入契約は、合理的な理由がある場合を除き、変更契約とは認められません。

また、申請時に提出した輸入契約書又は変更の確認を受けた輸入契約書とは別の契約による輸入通関が判明した場合、当該輸入通関分については、本輸入発表に基づく輸入割当てに関する輸入通関実績とは認められません。

ウ アに示す期間に当該輸入承認証のⅡに記載された金額の全部又は一部を輸入通関しなかった場合は、輸入承認証の有効期間満了日から10日以内に当該輸入承認証の写し、これに係る原本証明書(別紙参考様式)(電子申請により交付された輸入承認証に係る原本証明書は不要)及びその理由を記載した書面(不使用報告書)を農水産室へ提出しなければなりません。

なお、輸入通関実績(消化実績)が輸入割当金額の80%未満(2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、いずれかの輸入通関実績(消化実績)が輸入割当金額の80%未満。)の場合であつて、自然災害(不漁を除きます。)などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められるときには、次年度の先着順割当ては受けられません。

エ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人(既に割当てを取得した者を含みます。)と支配関係にある法人又は個人が先着順割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行いません(申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないことがあります。)。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/qa/01.html

オ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受

けた日の属する月の翌月から毎月１０日までに輸入通関実績報告書（別紙様式５）を農水産室へ提出しなければなりません。

なお、輸入通関の実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し及び代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名又は地域名を含みます。））、支払先銀行（国名又は地域名を含みます。）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額、税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）を併せて提出してください。

カ 輸入通関実績報告書及び添付書類の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがあります。

キ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び輸入割当金額を公表します。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表します。

5 本輸入発表に関する問合せ先

貿易経済協力局貿易管理部農水産室（水産班）

〒１００－８９０１

東京都千代田区霞が関１丁目３番１号

電話 ０３（３５０１）０５３２

電話対応時間

９：３０～１７：００（１２：００～１３：００を除く。）

（ただし、行政機関の休日を除く。）

ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/index.html

〔別紙参考様式〕

令和 年 月 日

原本証明書

経済産業大臣 殿

氏名又は
名称及び
代表者の
氏 名

令和5年4月20日付け輸入発表第4号に基づく、「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当ての申請に係る提出書類のうち、以下の書類の写しについては、私（当社）が保有する原本と相違ないことを証明します。

また、当該原本を当社で保管し、依頼に応じて速やかに提出することを誓います。

書類名及び書類番号等

〔別紙様式 1－①〕（商社割当て A 1 申請用）

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所
会 社 名

（令和 年 月 日現在）

単位：米ドル

区 分 \ 年 度 別		令和 3 年度	令和 4 年度	合 計
① 輸入割当・承認年月日				
② 輸入割当証明書番号				
③ 輸入割当・承認金額				
④ 令和 4 年 2 月 2 8 日までの輸入通関実績累計				
輸 入 通 関 実 績	令和 4 年 3 月分			
	4 月分			
	5 月分			
	6 月分			
	7 月分			
	8 月分			
	9 月分			
	1 0 月分			
	1 1 月分			
	1 2 月分			
	令和 5 年 1 月分			
	2 月分			
	⑤ 合計（令和 4 年 3 月～令和 5 年 2 月）			
⑥ 輸入通関実績総計（④＋⑤）				
⑦ 輸入消化率（⑥÷③＝％）				

（注） 1 輸入承認証の承認日に適用された月レート（外国為替の取引等の報告に関する省令第 35 号第 2 号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」）で換算し、米ドル表示にすること。

2 用紙は、A 列 4 番横長とすること。

〔別紙様式 1－②〕（商社割当て A 2 申請用）

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所
会 社 名

（令和 年 月 日現在）

単位：米ドル

区 分		令和 4 年度 （先着順割当て）	令和 5 年度 （商社割当て A 1）	令和 5 年度 （先着順割当て）
① 輸入割当て承認年月日				
② 輸入割当て証明書番号				
③ 輸入割当て承認金額				
輸 入 通 関 実 績	令和 4 年 8 月分			
	9 月分			
	10 月分			
	11 月分			
	12 月分			
	令和 5 年 1 月分			
	2 月分			
	3 月分			
	4 月分			
	5 月分			
	6 月分			
	7 月分			
	8 月分			
	9 月分			
	10 月分			
	11 月分			
	：			
	④ 合計（令和 4 年 8 月 ～令和 年 月）			
⑤ 輸入消化率（④÷③＝％）				

（注） 1 輸入承認証の承認日に適用された月レート（外国為替の取引等の報告に関する省令第 35 号第 2 号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」）で換算し、米ドル表示にすること。

2 用紙は、A 列 4 番横長とすること。

〔別紙様式2〕

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

項 目	ぶり・さんま・貝柱及び煮干し			
(1) 社 名				
(2) 登記簿上の住所 〔ビル名・階数明記〕				
(3) 実際の営業場所（同上）				
(4) 電 話 番 号				
(5) 代 表 者	氏 名	専従、非専従 の別	非専従の場合 〔兼職先の名称 及び兼職先にお ける役職名〕	兼職先の「ぶり・さ んま・貝柱及び煮干 し」の輸入割当ての 有無
		専 ・ 非		有 ・ 無
(6) そ の 他 の 役 員		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
(7) 専 従 の 職 員 数	名	(8) 決算時期	月 ～	月
(9) 「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の担当の役員及び職員の氏名	(担当役員氏名)		(担当職員氏名)	
(10) 株主構成 〔持株数の順 上位5名を 記載〕	氏 名	持株数	持株数の総株数 に占める比率	企業である場合には、「ぶ り・さんま・貝柱及び煮干 し」の輸入割当ての有無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
(11) 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している他の法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にないことの確認 〔①～④について確認の上、全ての□にチェック(☑)すること〕	☐	①「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」にないこと。		
	☐	②「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」にないこと。		
	☐	③「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」にないこと。		
	☐	④「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」にないこと。		
(12) 「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入代金の決済方法 〔①、②、③、④のいずれかに○をつけること〕	① L / C（開設銀行： 開設依頼人： ） ② T / T ③ B / C ④ その他			
(13) 国 内 販 売 予 定 先	社 名	種 別	金 額	

(以下は記入しないこと)

法人登記	可・否	役員構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
独立の事務所	可・否	株主構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
専従の役職員	可・否			
独立の会計処理	可・否	判定	可・否	1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり

- (注) 1 (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務先において、非常勤かつ無給の場合は専従とみなす)。
- 2 (13)の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、小売業者、飲食店、その他の別を記載すること。
- 3 用紙は、A列4番縦長とすること。
- 4 (6)及び(13)の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。

〔添付書類(各1部)〕

① 法人の場合

(株式上場会社)

- ・ 直近1か年の有価証券報告書(なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。)

(その他の法人)

- ・ 法人の履歴事項全部証明書の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- ・ 事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出し、受領された確定申告書のうち別表一の写し(電子申告の場合は税務署の電子申告済表記があること、又は送信データ受付完了画面などの写しを添付のこと。)
- ・ 直近1か年の決算報告書

※ 商社割当てA1(実績割当て)を申請する場合であって、申請受付日から9か月以内に合併する等の理由により、他の商社割当てA1(実績割当て)の申請者と一時的に支配関係(「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。)となるときは、当該申請者と支配関係にあることを証する書類及び当該期間内に合併等を行う旨を証する書類を提出すること。

② 法人以外の場合

- ・ 申請者本人の住民票の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- ・ 事務所建物若しくは自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類について、当該申請日から1年以内の他の輸入割当申請時に、既に提出しているものと同一の場合には、当該書類については、他の輸入割当申請時に提出した旨(「輸入割当品目」、「割当方式」及び「割当申請日」を必ず記載のこと)を記載した理由書により代用することができる。

輸入通関実績表（令和 4 年 3 月 1 日から令和 年 月 日まで）

住 所
会 社 名

輸入承認証（I/L）又は輸入許可通知書		輸 入 通 関 実 績			
輸入承認証番号 又は申告番号	送状金額（I/L） 又は通関金額	通関年月日	商 品 名	数 量	金 額
				k g	米ドル
合 計					

（注） 1 輸入通関実績の「金額」の欄は以下により記載すること。

- ① 輸入承認証の場合は、送状金額を記載し、輸入許可通知書の場合は、通関金額を記載すること。
- ② 輸入許可通知書の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
- ③ 輸入承認証（数量により輸入割当てが行われたもの）の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
- ④ 輸入承認証（金額により輸入割当てが行われたもの）の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、当該輸入承認証の承認日に適用された月レート（外国為替の取引等の報告に関する省令第 35 条第 2 号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」）で換算し、米ドル表示にすること。

2 用紙は、A 列 4 番横長とすること。

〔別紙様式 4－①〕（商社割当て A 2 追加申請用）

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」輸入割当消化状況報告書

住 所
会 社 名

（令和 年 月 日現在）

単位：米ドル

区 分		割 当 方 式	商社割当て A 2
① 輸入割当・承認年月日			
② 輸入割当証明書番号			
③ 輸入割当・承認金額			
輸 入 通 関 実 績	令和 5 年	7 月分	
		8 月分	
		9 月分	
		10 月分	
		11 月分	
		12 月分	
	令和 6 年	1 月分	
		2 月分	
		3 月分	
		4 月分	
④ 合 計（令和 5 年 7 月～ 令和 年 月）			
⑤ 輸入消化率（④÷③＝％）			

（注） 1 輸入承認証の承認日に適用された月レート（外国為替の取引等の報告に関する省令第35号第2号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」）で換算し、米ドル表示にすること。

2 用紙は、A 列 4 番横長とすること

〔別紙様式 4－②〕（先着順割当て追加申請用）

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」輸入割当消化状況報告書

住 所
会 社 名

（令和 年 月 日現在）

単位：米ドル

区 分		割 当 方 式	先着順割当て
① 輸入割当・承認年月日			
② 輸入割当証明書番号			
③ 輸入割当・承認金額			
輸 入 通 関 実 績	令和5年	7月分	
		8月分	
		9月分	
		10月分	
		11月分	
		12月分	
	令和6年	1月分	
	④ 合 計（令和5年7月～ 令和 年 月）		
⑤ 残数			（令和 年 月 日 消化見込み）

- （注） 1 輸入承認証の承認日に適用された月レート（外国為替の取引等の報告に関する省令第35号第2号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」）で換算し、米ドル表示にすること。
2 用紙は、A列4番横長とすること

〔別紙様式 5〕

「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入通関実績報告書

割当証明書番号	G F - (A E) - 2 3 -
割 当 方 式 (該当を○囲み)	商社 A 1 ・ 商社 A 2 ・ 先着順
割 当 ・ 承 認 日	年 月 日
割当・承認金額 (米ドル) (A)	

提出年月日 _____
住 所 _____
会 社 名 _____
担 当 者 名 _____
電 話 _____

※ 輸入承認証の承認日に適用された月レート（外国為替の取引等の報告に関する省令第35号第2号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」）で換算し、米ドル表示にすること。

単位：米ドル

年	通関実績												年計	累計	残量	消化率 (%)
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(1～12月)	(B)	(A)－(B)	(B)／(A)
														(前年からの累計)		
														(前々年からの累計)		

有効・失効の別 (該当を○囲み)	有効 ・ 失効
---------------------	-------------------

※先着順割当てにあっては、次の2種類の書類を添付してください。

輸入承認証（I/L）の写しの添付 （無の場合は理由を記入のこと）	有 ・ 無（ ）
対外決済を証する書類の添付 （無の場合は理由を記入のこと）	有 ・ 無（ ）

※失効とは次のいずれかの場合

- ①割当金額全量を消化した（消化率100%）場合
②I/Lの有効期間が満了した場合

※各月の輸入の有無にかかわらず、輸入割当てを受けた日の属する月の翌月から毎月10日までに郵送にて提出してください。

※失効の場合、翌月以降の提出は不要です。

提出先：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部農水産室 水産班宛て

(注) 用紙は、A列4番横長とすること。

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は
名称及び
代表者の
氏 名

下記の者は当社の社員であることを証明し、令和 5 年 4 月 2 0 日付け輸入発表第 4 号に基づく、「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当てを申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏 名

※上記社員の証明について照会する場合がありますので、同証明が可能な当該社員とは異なる責任者（上司等）の役職名・氏名・連絡先（法人の電話番号）を以下に記載してください。

役職名

氏 名

連絡先

（注）用紙は、A 列 4 番縦長とすること。

(別 表)

原 産 地 一 覧 表

(アジア州)

アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、インド、インドネシア、オマーン、カンボジア、クウェート、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、トルコ、日本、バーレーン、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ヨルダン、香港、マカオ

(ヨーロッパ州)

アイスランド、アイルランド、アルバニア、イタリア、英国、エストニア、オランダ、キプロス、ギリシャ、ジョージア、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、北マケドニア共和国、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア（注）、フェロー諸島

（注）ロシアについては、漁業者割当てにより輸入する場合に限り適用する。

(北アメリカ州)

アメリカ合衆国、アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル、カナダ、グアテマラ、グリーンランド、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バルバドス、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ

(南アメリカ州)

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、キューバ、コロンビア、スリナム、チリ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、フォークランド諸島、仏領ギアナ

(アフリカ州)

アンゴラ、エジプト、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、ジブチ、セネガル、タンザニア、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ブルキナファソ、ベナン、マダガスカル、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ

(大洋州)

オーストラリア、キリバス、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、北マリアナ諸島（米）、グアム（米）、クック、その他のオーストラリア領、トケラウ諸島、ニウエ、ニューカレドニア（仏）、仏領オセアニア、仏領ポリネシア、米領オセアニア、米領サモア

令和 5 年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」需要者割当て発注限度内示書発給要領

令和 5 年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当てについての輸入発表（令和 5 年 4 月 20 日付け輸入発表第 4 号。以下「輸入発表」という。）の 4（3）②に基づく発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給は、下記により行う。

記

1 内示書の発給

（1）輸入割当限度金額

輸入割当限度金額は、890 万米ドルとする。

（2）内示書の発給を受ける資格

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受ける資格を有する者は、次の団体とする。

全国水産加工業協同組合連合会

日本水産缶詰工業協同組合

全国珍味商工業協同組合連合会

全国給食事業協同組合連合会

全国漁業協同組合連合会

一般社団法人 日本かまぼこ協会

北海道漁業協同組合連合会

（3）内示書の発給申請期間

（2）の団体であって、本要領に基づく内示書の発給を受けようとする者は、令和 5 年 5 月 8 日までに書面（発注限度内示書発給申請書）によりその旨を水産庁長官に通知すること。

（4）内示書発給後の提出書類

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受けた者（以下単に「内示書の発給を受けた者」という。）は、遅滞なく、配分先計画書（別紙様式 1）及び発注先計画書（別紙様式 2）を水産庁長官に提出しなければならない。提出後に変更が生じた場合についても、遅滞なく、変更後の別紙様式 1 及び別紙様式 2 を提出すること。

（5）内示書の発給を受けた者が内示書を返納しようとするとき、又は内示書の内容に意見があるときは、速やかに書面によりその旨を水産庁長官に通知すること。

2 発注方法等

内示書の発給を受けた者は、次の方法で発注を行わなければならない。

（1）加工業者等の要望等に基づきつつ、加工原料として使用するための発注であることを明確にした上で輸入商社等に対して発注を行うこと。

（2）発注を行うに当たっては、発注を受ける者が自ら輸入通関することが確実であると認められる者であることを、有価証券報告書又は法人の履歴事項全部証明書等により確認すること。また、過去に同一の品目に係る輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者に発注する場合、当該需要者割当てに係る輸入通関実績があることを確認すること。

- (3) 発注を受ける者が、前々年度に本要領と同一の品目に係る輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者であって、かつ、当該需要者割当てを受けた日から令和4年12月末日までの輸入通関実績（消化実績）が当該需要者割当ての80%未満であるときは、そのことに自然災害（不漁を除く。）などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められる場合、今年度の発注金額は当該輸入通関実績（消化実績）を上限としなければならない。

3 実績報告

- (1) 内示書の発給を受けた者は、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに、提出月の前3ヶ月分の輸入通関実績に関する次の報告書類を持参又は郵送で水産庁に提出すること。
- ① 輸入通関実績報告書（別紙様式3）
 - ② 累計輸入通関実績報告書（別紙様式4）
 - ③ 輸入通関実績がある場合にあっては、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し
 - ④ 輸入通関実績があり、かつ、電子申請を行っている場合にあっては、輸入承認証付属の月別裏書実績の写し
- (2) 内示書の発給を受けた者は、毎年4月15日までに、前年1年間（1月から12月まで）の発注先別販売実績について、販売実績報告書（別紙様式5）により水産庁に報告すること。

4 提出先

水産庁長官又は水産庁に提出しなければならない書類の提出先は、次のとおりとする。

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 輸入割当て担当

住所 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号 03-6744-1867

5 その他の事項

- (1) 内示書の発給を受けた者は、当該内示書に係る輸入品の取扱いについて水産庁長官の指示に従わなければならない。
- (2) 本要領に基づいて提出された報告書の内容については、本要領に係る輸入発表に基づいて公表するため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に提供する。

別紙様式 1

年 月 日

水産庁長官殿

団体名

令和５年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」需要者割当て
配分先計画書

[illegible]

配分先は加工業者単位で記入する。未定の場合は概数を記入する。

別紙様式 2

年 月 日

水産庁長官殿

団体名

令和5年度「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」需要者割当て
発注先計画書

[illegible]

輸入通関実績報告書

報告年月日

担当者名

電話番号

メールアドレス

割当年度	年度
2010年度	2010年度
2011年度	2011年度
2012年度	2012年度
2013年度	2013年度
2014年度	2014年度
2015年度	2015年度
2016年度	2016年度
2017年度	2017年度
2018年度	2018年度
2019年度	2019年度
2020年度	2020年度
2021年度	2021年度
2022年度	2022年度
2023年度	2023年度
2024年度	2024年度
2025年度	2025年度
2026年度	2026年度
2027年度	2027年度
2028年度	2028年度
2029年度	2029年度
2030年度	2030年度
2031年度	2031年度
2032年度	2032年度
2033年度	2033年度
2034年度	2034年度
2035年度	2035年度
2036年度	2036年度
2037年度	2037年度
2038年度	2038年度
2039年度	2039年度
2040年度	2040年度
2041年度	2041年度
2042年度	2042年度
2043年度	2043年度
2044年度	2044年度
2045年度	2045年度
2046年度	2046年度
2047年度	2047年度
2048年度	2048年度
2049年度	2049年度
2050年度	2050年度
2051年度	2051年度
2052年度	2052年度
2053年度	2053年度
2054年度	2054年度
2055年度	2055年度
2056年度	2056年度
2057年度	2057年度
2058年度	2058年度
2059年度	2059年度
2060年度	2060年度
2061年度	2061年度
2062年度	2062年度
2063年度	2063年度
2064年度	2064年度
2065年度	2065年度
2066年度	2066年度
2067年度	2067年度
2068年度	2068年度
2069年度	2069年度
2070年度	2070年度
2071年度	2071年度
2072年度	2072年度
2073年度	2073年度
2074年度	2074年度
2075年度	2075年度
2076年度	2076年度
2077年度	2077年度
2078年度	2078年度
2079年度	2079年度
2080年度	2080年度
2081年度	2081年度
2082年度	2082年度
2083年度	2083年度
2084年度	2084年度
2085年度	2085年度
2086年度	2086年度
2087年度	2087年度
2088年度	2088年度
2089年度	2089年度
2090年度	2090年度
2091年度	2091年度
2092年度	2092年度
2093年度	2093年度
2094年度	2094年度
2095年度	2095年度
2096年度	2096年度
2097年度	2097年度
2098年度	2098年度
2099年度	2099年度
2100年度	2100年度

31

累計輸入通関実績報告書

報告年月日

担当者名

電話番号

メールアドレス

[illegible]

32

販売実績報告書

報告年月日

担当者名

電話番号

メールアドレス

割当年度

販売実績は加工業者単位で記入する。